

# 特定小型原動機付自転車 (電動キックボード)の基本ルール

～令和5年7月1日から、「特定小型原動機付自転車」に関する新たな交通ルールが適用されました～

## 1. 特定小型原動機付自転車とは？

原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車
最高速度	20km/h 以下
定格出力	0.6kW 以下
長さ	190cm 以下
幅	60cm 以下
高さ	—

一般原動機付自転車(原付)  
特定小型原動機付自転車以外のもの



原付の仲間です!!

詳しくは、警察庁ウェブサイト内特設ページへ



※上記の赤枠内、特定小型原動機付自転車の基準を満たさない車両の運転には、**運転免許が必要です**。

## 2. 乗ることができる人



16歳以上  
免許は**不要**

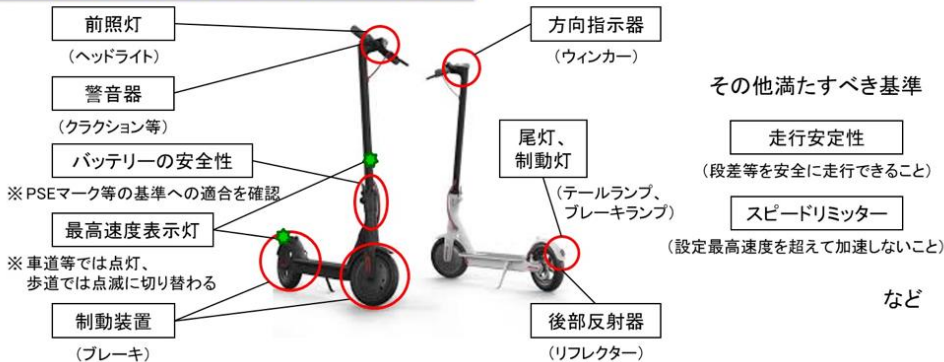


16歳未満  
の人は  
**運転禁止**  
です!!

## 3. 乗るための準備

### ① 保安基準を満たしているか確認

#### 特定小型原動機付自転車の保安基準項目



### ② 保険に加入

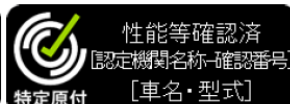
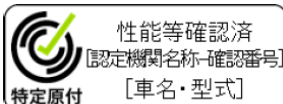
自動車損害賠償責任保険  
または  
責任共済に加入

### ③ ナンバープレート の取得

運転前に  
必ずチェック!!



シールが貼付されていれば、**保安基準を満たしています!**



出典：国土交通省ウェブサイト  
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001579526.pdf>)  
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001580243.pdf>)

## 4. 交通ルール

運転中のスマートフォンの使用は禁止です!!

**STOP!**  
ながらスマホ



★信号を守りましょう! (原則、車両用の信号に従う。)



←左の標識が信号機に設置されている場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

★一時停止場所では、確実に止まりましょう!

止まれ

★飲酒運転の禁止!



等



## 5. 通行する場所は?



原則

**車道通行**

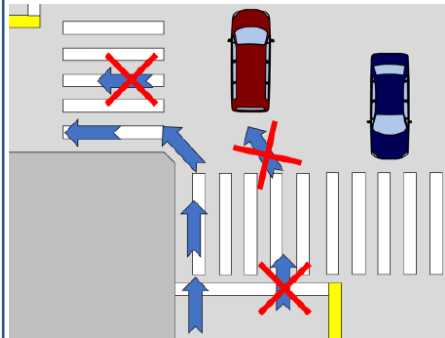
(自転車道も通行可)

**左側通行**



### 〈左折の方法〉

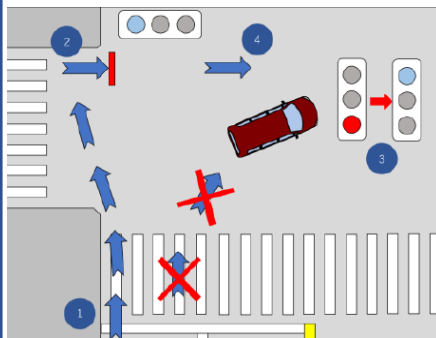
★横断中の **歩行者の通行を妨げない!**



- ① ウィンカーを操作 (左折の合図)
- ② 道路の左端に沿って、十分に速度を落とし曲がる

### 〈右折の方法〉

★必ず「二段階右折」



- ① 青信号で交差点の向こう側まで直進
- ② その地点で止まり、右に向きを変える
- ③ 前方の信号が青になったことを確認
- ④ 進行方向へ進む

## 6. 安全利用のために

運転時は

**乗車用ヘルメットを  
着用しましょう!**



交通事故の被害を軽減するために、**頭部を守る**ことが重要です!

## 7. 万一の事故の際は

★負傷者の**救護**

★**110番** 及び **119番** へ通報

これらの措置を講じなければ

**ひき逃げ**

になります!!

